



埼玉県報

第3058号
平成30年(2018年)
11月27日
火曜日

目次

告示

- 東松山都市計画事業葛袋土地地区画整理事業事後調査書の縦覧（環境政策課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 県道蓮田鴻巣線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第千二百四十四号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、東松山市から東松山市の区域内において行われた東松山都市計画事業葛袋土地区画整理事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

東松山市都市計画課

滑川町環境課

嵐山町環境課

鳩山町産業環境課

二 縦覧の期間

平成三十年十一月二十七日（火）から平成三十年十二月二十七日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

告 示

埼玉県告示第千二百四十五号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

入間市全域

四 作業期間

平成三十年十二月一日から平成三十一年三月二十日まで

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 蓮田鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
蓮田市東五丁目三九四六番二地先か ら同市五丁目三九五九番五地先まで		区 間
一 二 一 ・ 〇 〇	六 ・ 九 〇 〇 六 ・ 九 二	敷地の幅員 (メートル)
一 九 五 ・ 〇 〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県教委告示第三十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年十一月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥 生

一 日時

平成三十年十二月四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について